証券コード　9878
2020年６月１日

株　主　各　位

東京都渋谷区代々木四丁目31番６号
株　式　会　社　セ　キ　ド
代表取締役社長　関　戸　正　実

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月15日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定のウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2020年６月15日（月曜日）午後５時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、43頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月16日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都新宿区西新宿六丁目６番２号
ヒルトン東京ホテル　４階　「菊」
※本総会の開催場所は、前年とは階及び会場が異なりますので、お間違えの無いようご注意ください。

３．目的事項

報告事項　第58期（2019年３月21日から2020年３月20日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議　　案　　取締役３名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sekido.com）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご理解とご協力くださいますようお願い申し上げます。

【ご案内】株主懇親会のお知らせ

本株主総会終了後、当社の近況につきましてより一層のご理解を深めていただくため、株主懇親会を開催予定ではございますが、当日の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては中止とすることもございますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年３月21日から
2020年３月20日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、１月以降、新型コロナウイルスの感染拡大が甚大な影響を及ぼしつつあり、先の見えない状況となっております。

当業界におきましては、10月の消費増税の影響が年末商戦の需要期にも残ったほか、働き方改革による雇用・所得環境の変化などもあり、個人消費は力強さに欠ける状況で推移いたしました。そのような状況の中、新型コロナウイルスの感染拡大が出来し、これまで経験したことのない非常事態に陥っております。

このような環境下、当社は、2019年３月期よりスタートし、2019年８月に見直しを行った中期経営計画に取り組み、業績の改善に努めてまいりました。

既存事業である店舗販売事業については、2019年１月にリリースしたスマホアプリを活用しながら、利益率改善プランを立て、店舗営業を進める、リユース品の店舗販売は縮小、新品商品の買替を促進するリユース品の下取りに注力し、実店舗販売事業の業績改善に取り組みました。消費増税までは順調に推移したものの、その反動が長引いたこと、２月、３月は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う客数減なども響き、売上高は5,179百万円（前事業年度比16.9％減）となりました。なお、店舗販売事業のうち、成長領域である催事部門の売上高は206百万円（前事業年度比80.5％増）と健闘いたしました。2020年３月19日にお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染拡大への対応策として商品在庫の早期消化に向けて230百万円の評価の切下げを行ったことにより、粗利率の実績は22.7％（前事業年度比1.7％減）となっております。

成長事業であるＥＣ事業（インターネット販売事業）については、各モールの強化（特にAmazonでの販売強化）、自社サイトの広告開始とサイト強化、売上増のための体制強化に取り組んでまいりましたが、主要サイトのAmazonで期初から７月中旬までアカウントの停止が約３か月半続いたこと、消費増税の反動が長引いたことなどで売上高は821百万円（前事業年度比18.0％減）となりました。

新規事業である外国人労働者紹介・派遣事業の立上げについては、2019年10月に監督官庁より有料職業紹介事業及び労働者派遣事業に係る許認可を取得後、2019年12月に中国で教育事業や留学、就職支援事業を営む新幹線教育グループ（新干线教育集团）との合弁会社設立契約を締結し、外国人労働者紹介・派遣事業の本格的な事業化に向けた準備を進めてまいりました。残念ながら、2020年１月より新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が発生した影響で、合弁会社設立は５月中旬設立予定となっております。

また、新規事業として、当事業年度より、日本のマスクパック市場でも人気の高い『MEDIHEAL』ブランドを展開する韓国のL&P Cosmetic,.CO.Ltdとの業務提携を行い、美容事業の拡大に取り組むことといたしました。実質、第３四半期会計期間途中からの取り組みでしたが、売上高は318百万円となりました。

これらの結果、全社の売上高は6,620百万円（前事業年度比11.9％減）、営業損失は379百万円（前事業年度は107百万円の営業損失）、経常損失は410百万円（前事業年度は147百万円の経常損失）、減損損失を139百万円、店舗閉鎖損失引当金繰入額を10百万円計上したことなどにより、当期純損失は578百万円（前事業年度は186百万円の当期純損失）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

［ファッション部門］

ファッション部門においては、スマホアプリの活用による売上の拡大と販促費用の削減に加え、催事販売の強化、新規美容商品の導入による売上の拡大などに取り組みましたが、消費増税後の反動が長引いたことによる高額商材の落ち込みと２月、３月の新型コロナウイルス感染症拡大による客数減が響き、売上高は6,319百万円（前事業年度比13.7％減）、セグメント損失は70百万円（前事業年度は213百万円のセグメント利益）となりました。

［賃貸部門］

賃貸部門においては、売上高は50百万円（前事業年度比2.5％減）、セグメント利益は34百万円（前事業年度比3.6％減）となりました。

［その他］

その他の部門では、消費増税に伴う経過措置などによる大型案件の増加で、売上高は250百万円（前事業年度比80.5％増）、セグメント利益は15百万円（前事業年度は０百万円のセグメント損失）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額（差入保証金の支出を含む。）は96百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

・ GINZA LoveLoveｲｵﾝﾓｰﾙ東浦店　　新設（愛知県知多郡）　58百万円

③ 資金調達の状況

当事業年度の設備資金は、自己資金及び金融機関からの借入金によって充当いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第55期 2016年度	第56期 2017年度	第57期 2018年度	第58期 (当事業年度) 2019年度
売上高(千円)	8,970,602	8,386,149	7,516,588	6,620,345
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△925,277	39,631	△147,312	△410,200
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△1,613,723	50,844	△186,885	△578,371
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円・銭)	△1,138.58	33.09	△112.10	△338.70
総資産(千円)	4,237,399	3,695,537	3,176,698	2,899,771
純資産(千円)	735,898	987,462	805,051	257,418
1株当たり純資産額(円・銭)	519.26	592.22	482.81	149.92

(注) 第55期…当事業年度においては、これまで売上を牽引していた中国人観光客をはじめとするインバウンド需要の減速もあり減収となりました。損益面では、営業損失を計上したことに加え、店舗閉鎖に伴う固定資産除却損や固定資産の収益性低下による固定資産の減損損失等特別損失を計上したことにより、当期純損失が増加しました。

第56期…当事業年度においては、不採算店舗の閉鎖の影響で減収とはなりましたが、「リユース事業の拡大」、「ＥＣ事業（インターネットショップ事業）の拡大」、「中低価格帯商品の展開を強化」、「主要ブランドの集中仕入・集中販売」、「人材・組織の強化」をテーマに業績の改善に取組んだ結果、経常利益及び当期純利益の計上となりました。

第57期…当事業年度においては、既存実店舗の不採算店舗撤退等の影響により減収となりました。損益面では、営業損失を計上したことに加え、店舗閉鎖に伴う減損損失等特別損失を計上したことにより、当期純損失の計上となりました。

第58期(当事業年度) …前記「１．会社の現況(1)当事業年度の事業の状況①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

なお、当社は2018年９月21日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。第55期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「１株当たり当期純利益又は当期純損失」及び「１株当たり純資産額」を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

□ファッション事業の見直し

・催事販売の積極的な展開

年間開催数は５０回を見込み、開催地は退店したショッピングセンターやテナント入居していないエリアでの大型催事も積極的に開催。

・店舗販売事業の合理化

不採算店舗を閉鎖し店舗販売事業の合理化を図る。

・粗利率の向上

特に催事販売において、バックや財布等を中心とした高粗利商品を取り揃えることにより粗利率の向上を図る。

・低コストでの事業運営

販促費用を見直し、チラシ・DMなど紙媒体を中心に売上に与える影響を最小限に抑えながら低コストにて運営する。

・インターネット通販の強化

インターネット通販については、売上拡大部門と位置付け、人員の増強、広告・宣伝、通販モール等への出店等積極的な営業活動を行う。

□コスメティック事業の確立

・L&K 社との販売代理店契約の締結

当社はL&P COSMETIC社の日本総輸入代理店である L&K 社との販売代理店契約の締結によりMEDIHEAL 製品の当社店舗での販売及びバラエティストア・ドラッグストアなどへの卸売が可能となった。

・コスメティック事業の展開を加速

日本市場に向けた新商品の発売を引き受け、MEDIHEALの日本国内でのブランディング・マーケティングを含めた包括的な営業活動を行い、当社コスメティック事業の展開を加速させる。

・コスメティック事業を収益の柱にする

L&P COSMETIC社・L&K社と連携を強化し、販路・販売を拡大させることで、コスメティック事業を新たな収益の柱へ成長させる。

□人材事業への参入

・新幹線教育グループ、上海商学院、北方黄金珠宝学院との業務提携

日本で働きたい優秀な中国人スタッフの受け入れを増やし、インバウンド需要への対応だけに限らず、長期的に海外からの優秀な人材採用ができる仕組みづくり行う。

・人材関連事業
新幹線教育グループとの合弁事業で受け入れた海外出身のスタッフを、他の企業へ紹介・派遣を行うことで、紹介料・手数料に伴う売上・利益を得る。

(5) 主要な事業内容（2020年３月20日現在）

当社の主要な事業は、ファッション事業における貴金属、時計、バッグ・雑貨及びファッション衣料の販売であります。

(6) 主要な営業所及び工場（2020年３月20日現在）

①	本社	東京都渋谷区	
②	商品センター	埼玉県さいたま市岩槻区	
③	店舗	東京都	1店舗
		埼玉県	4店舗
		群馬県	1店舗
		長野県	1店舗
		静岡県	1店舗
		愛知県	3店舗
		岐阜県	1店舗
		三重県	1店舗
		福島県	1店舗
		合計	14店舗

(7) 使用人の状況（2020年３月20日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
84名	10名減	38.7歳	12.3年

（注）１．上記使用人数には、嘱託、臨時使用人を含んでおりません。
２．嘱託及び臨時使用人の期中平均人数は、57名（１日８時間勤務換算）であります。
３．使用人数が前期末と比べて10名減少しておりますが、その主な理由は、自己都合退職等による自然減によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月20日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	592百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	173百万円
株式会社東和銀行	408百万円
株式会社商工組合中央金庫	200百万円

⑼ その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2019年５月15日付で、中国の企業であります「新幹線教育グループ」との間で、中国人の人材獲得強化の本格的事業化を進めるために、合弁会社設立の検討を開始することを発表いたしましたが、2020年４月30日付で、合弁会社設立延期について発表しております。当社は、引き続き、新幹線教育グループとの業務提携を軸に、10月の稼働を目指し、今後合弁会社の設立、許認可の取得を進めてまいります。

２．株式の状況（2020年３月20日現在）

(1) 発行可能株式総数　4,100,000株

(2) 発行済株式の総数　1,720,428株

(3) 株主数　1,380名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
関戸正実	402千株	23.4%
有限会社関戸興産	300千株	17.5%
関戸薫子	143千株	8.4%
宝天大同	35千株	2.0%
株式会社ＳＢＩ証券	34千株	2.0%
株式会社みずほ銀行	32千株	1.9%
株式会社オークファン	25千株	1.5%
播磨利彰	21千株	1.3%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	20千株	1.2%
佐藤泰司	20千株	1.2%

（注）１．持株比率は自己株式（3,390株）を控除して計算しております。
２．新株予約権の行使により、発行済株式の総数は50,000株増加しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年３月20日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

2017年５月29日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

第３回新株予約権

新株予約権の総数	1,000,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式　100,000株 （新株予約権１個につき0.１株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり0.32円
新株予約権の払込期日	2017年６月14日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき　860円
新株予約権の行使期間	2017年６月15日から2020年６月14日まで
割当先	第三者割当の方法により、500,000個をEVO FUNDに、250,000個を株式会社オークファン、株式会社フレイ・ホールディングスそれぞれに割当てた。

（注）１．当社は2018年９月21日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的である株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

２．2020年３月20日現在の残高：　　－個

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年３月20日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	関　戸　正　実	
取　締　役	弓　削　英　昭	執行役員管理部長
取　締　役	小手川　大　助	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹 株式会社ストリーム　社外取締役 株式会社アイアセットマネジメント　取締役 株式会社ツネイシホールディングス　社外取締役
常勤監査役	田　中　渉　吾	リカバリーキャピタル株式会社　代表取締役
監　査　役	杉　井　　孝	弁護士法人杉井法律事務所代表社員　弁護士 株式会社サーラコーポレーション　社外取締役(監査等委員)
監　査　役	西　川　徹　矢	笠原総合法律事務所　弁護士 株式会社ラック　社外取締役 清水建設株式会社　社外監査役

（注）１．取締役小手川大助氏は社外取締役であります。
２．監査役田中渉吾氏、杉井孝氏及び西川徹矢氏は社外監査役であります。
３．当社は監査役田中渉吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．2019年６月18日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、清水勝士氏は社外監査役を退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は株式会社バルクホールディングス社外監査役でありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取　締　役 （うち社外取締役）	3名 （1名）	29,271千円 （6,000千円）
監　査　役 （うち社外監査役）	4名 （4名）	12,000千円 （12,000千円）
合　　計 （うち社外役員）	7名 （5名）	41,271千円 （18,000千円）

（注）１．上記には、2019年６月18日開2019年６月18日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名（うち社外監査役１名）を含んでおります。

２．取締役の報酬額は、1989年５月18日開催の第27期定時株主総会において、年額180,000千円以内と決議いただいております。

３．監査役の報酬額は、1994年５月16日開催の第32期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

４．上記のほか、2019年６月18日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名（うち社外監査役１名）に対し役員退職慰労金400千円を支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役小手川大助氏は、一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所研究主幹、株式会社ストリームの社外取締役、株式会社アイアセットマネジメントの取締役及び株式会社ツネイシホールディングスの社外取締役であります。当社は株式会社ストリームとＥＣシステムと物流の分野で業務提携している他、商品を供給しております。株式会社ストリーム以外の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

・監査役田中渉吾氏は、リカバリーキャピタル株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役杉井孝氏は、弁護士法人杉井法律事務所の代表社員並びに株式会社サーラコーポレーションの社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役西川徹矢氏は、笠原総合法律事務所の弁護士、株式会社ラックの社外取締役並びに清水建設株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　　名	出席状況及び発言状況
取締役	小手川大助	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席しました。大蔵省時代から現在に至るまでの豊富な経験から国際金融に深い見識を持ち、グローバルな知見と見識から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	田中渉吾	2019年６月に就任以来開催された取締役会９回のうち９回に出席し、監査役会７回のうち７回に出席いたしました。企業経営に関与した豊富な経験や実績、幅広い知識と専門的知見を有しており、客観的な立場から取締役会において業績その他の経営環境を把握し、意見を述べております。また、監査役会においても適宜必要な発言を行い、取締役との定期的な意見交換を実施しております。
監査役	杉井　孝	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、監査役会10回のうち９回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験から、法務及び経営に関する相当程度の知見を有しており、客観的な立場から取締役会において業績その他の経営環境を把握し、意見を述べております。また監査役会においても適宜必要な発言を行い、取締役との定期的な意見交換を実施しております。
監査役	西川徹矢	当事業年度に開催された取締役会12回のうち９回に出席し、監査役会10回のうち９回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験から、法務及び経営に関する相当程度の知見を有しており、客観的な立場から取締役会において業績その他の経営環境を把握し、意見を述べております。また監査役会においても適宜必要な発言を行い、取締役との定期的な意見交換を実施しております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

ＫＤＡ監査法人

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13,000千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会は、コンプライアンス基本規程を定め、各取締役が、法令及び定款に適合した職務の執行を行い、社会的責任を果たし、企業倫理を遵守することを確認します。

・取締役は、当社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会に報告します。

・監査役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、取締役会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。

② 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役は、従業員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、コンプライアンス基本規程の周知を図るとともに、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を徹底します。

・取締役会は、執行担当取締役・従業員の職務執行について、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細を定めます。

・取締役会は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として直接通報を行う手段を確保するものとし、その手段の一つとして社外の弁護士を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、通報者の保護を確保した内部通報規程に基づきその運用を行います。

・内部監査室は、法令・定款・社内規程・各種マニュアル等に基づいた業務処理の遵守状況を定期的に監査するとともに、内部通報システムが有効に機能しているかを確認し、実行状況を監視します。
・監査役は、当社の内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、取締役会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。

③　取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の経営判断、執行に関する議事録、決裁その他重要な情報は、文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、適切に管理・保存します。また、取締役及び監査役又は必要な関係者が法に基づいてこれらの文書等を閲覧できる体制を整備します。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、取締役、従業員の職務執行が効率的に行われることを確保するため、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程など、必要な組織運営に関わる規程を定めます。
・取締役会は、意思決定の迅速化のために、経営会議を必要に応じて開催し、経営課題の検討を行い、取締役会の意思決定を補佐する体制を図ります。
・取締役会は、ＩＴの適切な利用を通じて業務の効率化を推進します。月次の業績を、ＩＴを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会に報告します。取締役会は、この結果のレビューを行い、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因の排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正します。
・各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が実施すべき具体的な施策を定めるとともに、効率的な業務遂行体制の改善を図ります。

⑤　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に関わるリスクを個別、具体的に認識し、その把握と個々のリスクについて未然に回避する体制、及び事故発生時にその損失を最小化するための管理体制を整えます。またリスク管理規程によりリスク管理体制構築及び運用を行い、各部門はそれぞれの部門に関するリスクの管理、運用を実行し、各部門長は、リスクの管理状況を適宜取締役会・監査役会に報告します。

⑥　企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社及び子会社から成る企業集団を形成していません。

⑦　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役は、内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができます。

⑧　前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

内部監査室の従業員の任命、人事異動、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得ます。

⑨　取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、取締役及び従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告します。

・取締役会は、監査役が、取締役、従業員、会計監査人と定期又は不定期に、協議意見交換を行う体制を整備します。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また監査役が内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れる体制を整備します。

・取締役・従業員は、監査役監査に対する理解を深め、監査役のヒヤリング等の要請に協力し、監査役監査の実効性を確保します。

・取締役は、監査役の求めがあるときは、監査役が職務執行上、弁護士・公認会計士・税理士などの外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役は法令、定款及びコンプライアンス基本規程に則って業務執行しております。また、従業員に対してもコンプライアンス基本規程の周知を図る等、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の徹底を図っております。

② 当事業年度において、取締役会は12回開催され、重要事項の審議・決定、事業部門担当取締役からの業務執行状況の報告、業務執行にかかるリスクの有無の把握等を通じ、業務執行の適正を確保することについて監督、実行を図っております。

③ 内部通報システムについて、内部通報規程に基づき適正に運用されております。

④ 監査役は、取締役会をはじめ重要な会議への出席、会計監査人、内部監査部門との協議意見交換を行い、業務の適正性監査の実効性を確保しております。

⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性は、基本方針に従い十分確保されています。

7．剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主への利益還元を会社として取り組むべき重要事項の１つと捉えており、利益還元の方法として積極的かつ安定的な配当を実施していく方針としております。

また、当社は会社法第459条第１項に基づき、取締役会の決議をもって機動的に剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、毎期末の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当事業年度におきましては、当期純損失を計上することとなりましたため、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきました。

次期以降については、業績改善に努め、早期の復配を目指す所存でございます。

貸借対照表

(2020年３月20日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,037,012**	**流動負債**	**2,295,241**
		支払手形	21,845
現金及び預金	567,459	買掛金	387,348
		短期借入金	1,351,580
		１年以内に返済予定の長期借入金	33,008
売掛金	267,862	リース債務	3,199
		未払金	146,101
商品	1,066,033	未払費用	16,638
		未払法人税等	28,100
		未払消費税等	57,281
前渡金	22,706	前受金	67,033
		預り金	137,184
前払費用	11,965	店舗閉鎖損失引当金	10,374
		資産除去債務	24,016
		その他	11,528
未収入金	5,356	**固定負債**	**347,111**
		長期借入金	22,908
預け金	75,107	リース債務	7,965
		退職給付引当金	111,265
		役員退職慰労引当金	109,800
その他	25,410	長期未払金	708
		長期預り保証金	30,931
		繰延税金負債	16
貸倒引当金	△4,889	資産除去債務	63,516
固定資産	**862,758**	**負債合計**	**2,642,353**
		純資産の部	
有形固定資産	**547,613**	**株主資本**	**269,885**
		資本金	**3,103,197**
		資本剰余金	**722,969**
土地	547,613	資本準備金	124,682
		その他資本剰余金	598,286
投資その他の資産	**315,145**	**利益剰余金**	**△3,551,435**
		利益準備金	1,417
投資有価証券	32,559	その他利益剰余金	△3,552,853
		繰越利益剰余金	△3,552,853
		自己株式	**△4,845**
差入保証金	282,546	**評価・換算差額等**	**△12,467**
		その他有価証券評価差額金	**△12,467**
その他	40	**純資産合計**	**257,418**
資産合計	**2,899,771**	**負債純資産合計**	**2,899,771**

記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年３月21日から
2020年３月20日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**6,620,345**
売上原価	**5,239,692**
売上総利益	**1,380,653**
販売費及び一般管理費	**1,760,476**
営業損失	**379,823**
営業外収益	**14,363**
受取利息及び配当金	2,068
役員退職慰労引当金戻入額	740
保険返戻金	11,335
その他営業外収益	220
営業外費用	**44,740**
支払利息	35,566
新株発行費	308
その他営業外費用	8,865
経常損失	**410,200**
特別損失	**155,790**
投資有価証券評価損	6,270
減損損失	139,146
店舗閉鎖損失引当金繰入額	10,374
税引前当期純損失	**565,991**
法人税、住民税及び事業税	12,380
当期純損失	**578,371**

記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年３月21日から2020年３月20日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2019年３月21日期首残高	3,081,617	103,102	598,286	701,389	1,417	△2,974,482	△2,973,064
事業年度中の変動額							
当期純損失（△）						△578,371	△578,371
新株予約権の行使	21,580	21,580		21,580			
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	21,580	21,580	－	21,580	－	△578,371	△578,371
2020年３月20日期末残高	3,103,197	124,682	598,286	722,969	1,417	△3,552,853	△3,551,435

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2019年３月21日期首残高	△4,792	805,149	△258	△258	160	805,051
事業年度中の変動額						
当期純損失（△）		△578,371				△578,371
新株予約権の行使		43,160			△160	43,000
自己株式の取得	△52	△52				△52
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△12,208	△12,208		△12,208
事業年度中の変動額合計	△52	△535,263	△12,208	△12,208	△160	△547,632
2020年３月20日期末残高	△4,845	269,885	△12,467	△12,467	－	257,418

記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

・デリバティブ　時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ファッション部門（貴金属・ファッション衣料・時計・バッグ・メガネの単品管理商品）　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　６～29年

その他　４～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用　支出の効果の及ぶ期間で均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売掛金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（６年）による定額法により按分した額を発生の翌事業年度から費用処理しております。

③　役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④　店舗閉鎖損失引当金　当事業年度に確定した店舗の閉鎖に伴う損失に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) ヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理によっております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段…通貨スワップ
ヘッジ対象…買掛金

③　ヘッジ方針　商品の海外調達に伴う為替リスク低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④　ヘッジ有効性評価の方法　ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(7) 会計上の見積りの変更に関する注記
（数理計算上の差異の費用処理年数の変更）
退職給付引当金の数理計算上の差異の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（７年）で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、費用処理年数を６年に変更しております。
この変更による影響は軽微であります。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

商品	1,066,033千円
土地	547,613千円
投資有価証券	24,541千円
差入保証金	75,000千円
計	1,713,187千円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,351,580千円
１年以内に返済予定の長期借入金	16,340千円
長期借入金	6,235千円
計	1,374,155千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　765,022千円

3．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,670千株	50千株	－千株	1,720千株

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による増加分であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3千株	0千株	－千株	3千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品評価損	70,476千円
有価証券評価損	32,627千円
未払事業税等	4,994千円
店舗閉鎖損失引当金	3,176千円
退職給付引当金	34,069千円
役員退職慰労引当金	33,620千円
繰越欠損金	1,280,340千円
減損損失	433,694千円
資産除去債務	35,924千円
貸倒引当金	66,290千円
その他	1,911千円
繰延税金資産小計	1,997,126千円
評価性引当額	△1,997,126千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△16千円
繰延税金負債合計	△16千円
繰延税金負債の純額	△16千円

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達は、設備投資計画等に照らして、主に銀行借入や社債発行により調達しております。デリバティブは、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクを回避する目的で利用することがありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、預け金及び未収入金は、顧客のクレジットカード決済による売上代金の未収金やテナントとして入居する店舗での売上金の預け金であります。一部、法人等を相手先とする売掛金については当該法人等の信用リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金(破産更生債権等を含む)は、預託先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務上の関係により保有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て１年以内の支払期日であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが３か月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金及び社債は、主に運転資金及び設備投資資金として調達したものであり、償還日は決算日後、最長３年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクを回避する目的とした通貨スワップ取引を利用することがあります。

ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。なお、当事業年度においては、デリバティブ取引の契約額等はありません。

③金融商品に係るリスク管理体制

(ｲ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程等に従い、営業債権、敷金及び保証金について、各管理部署が主要な相手先の状況を定期的にモニタリングし、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図る等の方法により、信用リスクを管理しております。

(ﾛ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）等の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直す等の方法により、市場価格の変動リスクを管理しております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務等について、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新する等の方法により、流動性のリスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）２．を参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	567,459	567,459	－
(2)売掛金　※	266,732	266,732	－
(3)未収入金　※	1,597	1,597	－
(4)預け金	75,107	75,107	－
(5)投資有価証券	32,559	32,559	－
(6)差入保証金	247,993	248,180	187
資産計	1,191,449	1,191,636	187
(1)支払手形	21,845	21,845	－
(2)買掛金	387,348	387,348	－
(3)短期借入金	1,351,580	1,351,580	－
(4)１年以内に返済予定の長期借入金	33,008	33,008	－
(5)リース債務（流動）	3,199	3,199	－
(6)未払金	146,101	146,101	－
(7)未払費用	16,638	16,638	－
(8)長期借入金	22,908	22,328	△579
(9)リース債務（固定）	7,965	7,517	△448
(10)長期未払金	708	683	△24
負債計	1,991,303	1,990,251	△1,052

※一般及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

（1）現金及び預金、（2）売掛金、（3）未収入金、（4）預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	148	201	53
	小計	148	201	53
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	44,862	32,358	△12,504
	小計	44,862	32,358	△12,504
合計		45,010	32,559	△12,450

（6）差入保証金

時価の算定は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する安全性の高い債権の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（1）支払手形、（2）買掛金、（3）短期借入金、（4）１年以内に返済予定の長期借入金、（5）リース債務（流動）、（6）未払金、（7）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（8）長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（9）リース債務（固定）

時価については、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10)長期未払金

時価については、元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
営業保証金等	34,553
長期預り保証金	30,931

（注）差入保証金のうち相手先との取引終了時に一括精算される営業保証金等については、取引終了時期を合理的に見積もることが困難なため、また、長期預り保証金については、市場価格がなく、かつ償還時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

（注）３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内
現金及び預金	567,459	－	－
売掛金	266,732	－	－
未収入金	1,597	－	－
預け金	75,107	－	－
差入保証金	178,194	69,798	－
合計	1,089,091	69,798	－

（注）差入保証金のうち相手先との取引終了後に一括精算される営業保証金については、返済期日を明確に把握できないため償還予定額を記載しておりません。

（注）４．長期借入金、リース債務（固定）、長期未払金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内
長期借入金	33,008	22,908
リース債務	3,199	7,965
長期未払金	3,180	708
合計	39,388	31,581

６．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地・建物を有しております。2020年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は34,910千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
547,613千円	－千円	547,613千円	579,700千円

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。

７．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　149円92銭

(2) １株当たり当期純損失　338円70銭

９．その他の注記

（１）減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

①　減損損失を認識した資産グループの概要及び減損損失の内訳

用　途	場　所　等	種　類	減　損　損　失
店　舗　等	東　京　都	建　物　等	1,855千円
店　舗	埼　玉　県	建　物　等	28,073千円
店　舗	群　馬　県	建　物　等	1,114千円
店　舗	長　野　県	建　物　等	17,640千円
店　舗	福　島　県	建　物　等	1,338千円
店　舗	愛　知　県	建　物　等	53,772千円
店　舗	静　岡　県	建　物　等	523千円
店　舗	三　重　県	建　物　等	1,862千円
店　舗	岐　阜　県	建　物　等	1,853千円
本　社　等	東　京　都　他	建　物　等	31,114千円
合　計			139,146千円

減損損失の主な種類別の内訳

建物	92,660千円
工具器具及び備品	13,134千円
有形リース資産	10,977千円
ソフトウェア	17,183千円
長期前払費用	5,190千円

②　減損損失の認識に至った経緯

当社は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候を共用資産を含む全社単位で検討し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

③　資産のグルーピングの方法

資産のグルーピングは、主として独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である店舗単位としております。また、本社、物流センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

④　回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却可能価額及び使用価値により測定しております。正味売却可能価額については、不動産鑑定士による鑑定評価額を使用しており、使用価値については、零として評価しております。

（2）退職給付に関する注記

1． 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金制度の60％相当額について確定拠出年金制度を採用し、残額については確定給付型の退職一時金制度を採用しております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象としない割増退職金を支払う場合があります。

2． 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、6,899千円であります。

3． 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	125,577千円
勤務費用	6,711千円
利息費用	201千円
数理計算上の差異の発生額	△6,496千円
退職給付の支払額	△20,885千円
退職給付債務の期末残高	105,107千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	105,107千円
未積立退職給付債務	105,107千円
未認識数理計算上の差異	6,158千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	111,265千円

退職給付引当金	111,265千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	111,265千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	6,711千円
利息費用	201千円
数理計算上の差異の費用処理額	3,167千円
確定給付制度に係る退職給付費用	10,079千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.35％

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月14日

株式会社セキド
　取締役会 御中

ＫＤＡ監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　佐佐木　敬昌 ㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　毛　利　優 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社セキドの2019年３月21日から2020年３月20日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明のための基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年３月21日から2020年３月20日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＫＤＡ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月14日

株式会社セキド　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　田　中　渉　吾　㊞

社　外　監　査　役　杉　井　　孝　㊞

社　外　監　査　役　西　川　徹　矢　㊞

以　上

株主総会参考書類

議　　案　取締役３名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（３名）が任期満了となります。つきましては、取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	関戸正実（せきど まさみ） (1957年１月２日)	1993年２月　当社入社 1993年５月　当社取締役 1993年９月　当社常務取締役 1995年５月　当社取締役 1997年１月　当社常務取締役 1997年５月　当社取締役副社長 2000年２月　当社代表取締役社長 2010年11月　当社取締役 2011年３月　当社代表取締役会長兼ＣＥＯ（最高経営責任者） 2011年７月　当社代表取締役会長兼ＣＥＯ（最高経営責任者）兼営業本部長兼ファッション事業部長兼経営企画室担当 2012年２月　当社代表取締役社長兼営業本部長兼ファッション事業部長 2012年４月　株式会社ストリーム社外取締役 2012年５月　当社代表取締役社長 2013年９月　当社代表取締役社長兼営業本部長 2014年８月　当社代表取締役社長兼営業本部長兼ファッション事業部長 2015年２月　当社代表取締役社長（現任）	402,074株
	【取締役候補者とした理由】 関戸正実氏は、1993年５月に当社取締役に就任し経営の意思決定に関与するとともに、2000年２月に当社代表取締役社長に就任以来、当社事業を牽引する立場として事業の伸展に力を発揮してまいりました。引き続き、経営トップとしての実績や豊富な経験に基づき、当社経営の監督及び当社事業の持続的な成長に貢献していただけるものと判断して、取締役候補者としました。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>弓削 英昭
（1964年８月９日）</td><td>1988年４月　当社入社
2002年10月　当社総務部長
2003年１月　当社執行役員総務部長
2003年５月　当社取締役執行役員総務部長
2009年３月　当社取締役執行役員管理部長（現任）</td><td>3,881株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
弓削英昭氏は、2003年５月に当社取締役に就任以来、主に管理部門を管掌するとともに執行役員として、経営の意思決定及び業務執行を行い当社事業の伸展に力を発揮してまいりました。引き続き、当社経営の監督及び当社事業の持続的な成長やコーポレートガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断して、取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>小手川 大助
（1951年５月３日）</td><td>1975年４月　大蔵省（現財務省）入省
1979年６月　スタンフォード大学大学院経営学修士（ＭＢＡ）
1996年６月　大蔵省（現財務省）証券局業務課長
1998年６月　金融監督庁監督総括課長
2003年７月　財務省大臣官房審議官
2005年７月　同省関東財務局長
2006年７月　同省理財局次長
2007年７月　ＩＭＦ日本政府代表理事
2011年２月　一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所研究主幹（現任）
2011年５月　株式会社パルコ社外取締役
2012年４月　株式会社ストリーム社外監査役
2012年５月　当社社外取締役（現任）
2013年５月　いちごグループホールディングス株式会社社外取締役
2018年４月　株式会社ストリーム社外取締役（現任）
2018年５月　株式会社アイアセットマネジメント取締役（現任）
2019年１月　株式会社ツネイシホールディングス社外取締役（現任）
2020年４月　大分県立芸術文化短期大学理事長兼学長（現任）</td><td>2,259株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
小手川大助氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、大蔵省時代から現在に至るまでの豊富な経験から国際金融に深い見識を持ち、引き続き、当社経営の監督及び当社の経営推進について貢献していただけるものと判断して、社外取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．小手川大助氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は小手川大助氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
４．各候補者の所有する当社の株式の数には、セキド役員持株会における各自の持分を含めた実質保有持株数を記載しております。
５．小手川大助氏は現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって８年となります。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

１．インターネットによる議決権行使について

（１）書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

（２）行使期限は2020年6月15日（月曜日）午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

（３）書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

（４）パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

（５）インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

２．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

（１）議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル　0120-768-524（平日 9：00～21：00）

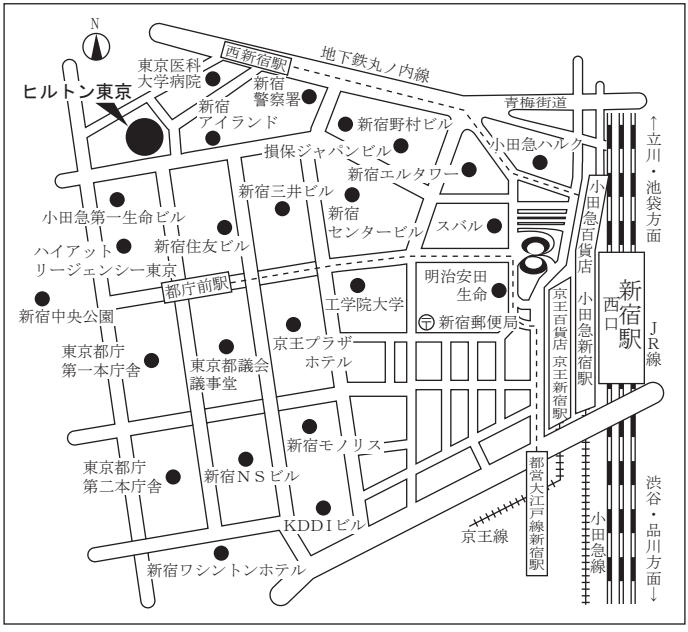
（２）上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル　0120-288-324（平日 9：00～17：00）

以　上

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿六丁目６番２号
ヒルトン東京ホテル　４階　「菊」



株主総会会場までの交通のご案内

◎ＪＲ・私鉄・地下鉄「新宿駅」から徒歩約１２分（西口）
◎東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」から徒歩約５分
◎都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」から徒歩約５分